

災害廃棄物等の処理によって放射性物質を拡散させないことを求める 意見書

3月11日に起きた東日本大震災の地震と津波は、かつてない規模で大量の木くずや瓦れきなどのいわゆる災害廃棄物の発生をもたらした。しかもその多くは、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による深刻な汚染をこうむっている。

さらに、この災害廃棄物にとどまらず、関東地方の広域に及ぶ上下水道汚泥等の副次産物や焼却灰を含む一般廃棄物に至るまで、高濃度の放射性物質による汚染が進行していることが明らかになっている。これらの放射能汚染された災害廃棄物等が焼却・埋立処分やリサイクルされることは、さらに広く環境中に放射能汚染の拡散をもたらすことになる。

8月30日に「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」が公布、施行された。

また8月29日に、環境省は「一般廃棄物処理施設における放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物の処理について」の通知を、全国の自治体に通知した。これは、8,000ベクレル以下の災害廃棄物等は通常の焼却場での処理を前提に全国の自治体の広域処理の受け入れ協力を求めるものである。9月1日には「8,000 B q / k g を超え100,000 B q / k g 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針について（お知らせ）」を出し、これまで一時保管を要請していた8,000ベクレル超から10万ベクレルの焼却灰について、正式に一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）での埋立処理を認める方針を明らかにした。

しかし、放射性物質を含む災害廃棄物等の焼却による環境への影響や、長期にわたる埋立処分の環境評価も十分になされていない。低量被曝による人体や環境への問題点はいまだ明らかではなく、将来に禍根を残さないための対処法や放射性物質汚染を避けるための解決策も見出せていない。

よって、本市議会は、政府に対し、災害廃棄物等の処理を全国に広げることで放射性物質を拡散させないことを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年10月3日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝